

第2章 基本的な考え方

1 基本的事項

障害福祉計画策定における基本的事項

国の示す基本的な指針に基づき、障害福祉計画の作成にあたって第1期計画と同様に次の事項に配慮しています。

① 障害者等の参加

障害福祉計画の作成にあたっては、サービスを利用する障害者等のニーズを適切に把握するほか、障害者等の意見を反映させます。

② 地域社会の理解の促進

障害福祉サービスの提供基盤整備には、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害者等をはじめ地域住民、企業など幅広く参加を求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進めます。

③ 総合的な取組み

障害者等の地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、障害福祉の観点にとどまらず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組みが不可欠であり、各種行政機関、企業、医療機関等の関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域におけるネットワークの強化を進めます。

2 基本理念

障害福祉計画の基本理念

「障害者等の自立と社会参加の促進を基本とする障害者基本法(昭和45年法律第84号)」の理念を尊重し、次の事項を本市の障害福祉計画の基本理念とします。

① 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度にかかわらず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービス、その他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

② 実施主体の統一と三障害の一元化

障害福祉サービスの実施主体を市を基本とする仕組みに統一するとともに、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、各種障害福祉サービスの充実を図ります。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整備するとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステム(仕組み)を実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、インフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を活用し、基盤整備を進めます。

3 計画策定の方針と体制

計画策定の方針と体制

国や大阪府が示す基本的な指針等を踏まえて、本市の障害福祉計画を策定します。

計画の策定において、目標値及び見込量を検討する場として八尾市障害者施策推進協議会に2つの部会（介護給付・訓練等給付部会、地域生活支援事業部会）を設置し検討しました。また、本計画については八尾市障害者施策推進協議会にて協議し、出された意見を計画に反映しています。

障害当事者、家族、関係者等の意見・ニーズを把握するため、「八尾市障害福祉計画（第2期）策定のための市民意識調査」（アンケート調査）を実施しました。

また、障害者自立支援法の第1条にある「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」のために、障害の有無にかかわらず広く市民から本計画に対する意見を募集しました。

さらに、本計画の達成状況の検討や評価を行っていく場合においても、様々な立場の方の参画を図り、課題を共有し、その解決に努めます。

